

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則	六〇〇	○土地改良事業計画を変更すること を適当と決定した件	六〇一
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則	六〇〇	○県営土地改良事業計画を変更した 件	六〇二
○福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	六〇〇	○土地改良法により換地計画を定め た件	六〇三
○福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	六〇〇	○自動車専用道路を指定する件	六〇三
訓 令		○福島県を発注者として、競争入札 の方法により物品の買入れ又は修 繕の契約を締結しようとする場合 における当該入札に参加する者に 必要な資格等を定める件	六〇三
○福島県事務決裁規程の一部を改正 する訓令	六〇〇	公 告	
告 示		○クリーニング師試験を実施する件	六〇三
○大規模小売店舗立地法により県が 意見を述べた件二件	六〇一	○一般競争入札を行う件	六〇四
○土地改良区の定款の変更を認可し た件	六〇二	福島県病院局	
		○福島県病院事業職員の給与、勤務 時間その他の勤務条件等に関する 規程の一部を改正する規程	六〇五

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

福島県規則第八十一号

福島県知事 佐藤雄平

福島県事務委任規則の一部を改正する規則
福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第三十六号を次のように改める。
第三十六 削除
第十五条第一項第三十四号(3)中「で準用する第七条第二項」を削る。

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。
(行政経営課)

福島県規則第八十二号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。
別表第三の一の表福島県都市計画審議会の項中「建議」の下に「並びに他の法令によりその権限に属させられた事項の処理」を加え、別表第三の二の表福島県景観審議会の項中「第三十三条第二項」を「第二十八条第二項」に改める。

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。
(行政経営課)

福島県規則第八十三号

福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

福島県環境影響評価条例施行規則(平成十一年福島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項第三号ク中「設定された」を「指定された」に改め、同号セ中「第七条第一項の規定により指定された」を「別表備考に規定する」に改める。

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第五条第一項第三号クの改正規定は、公布の日から施行する。
(環境共生課環境評価観室)

訓 令

福島県訓令第二十一号

本庁機関
出先機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年九月二十九日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐藤 雄平

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
別表第二の8の表企画技術総室の部技術管理課建設産業室の項に次のように加える。

5	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の施行に関する次に掲げること。	
(1)	第4条第1項の規定による届出の受理	○ ○
(2)	第5条ただし書の規定による確認	○ ○
(3)	第7条第2項の規定による届出の受理	○ ○
(4)	第9条第2項の規定による承認	○ ○
6	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第10号）の施行に関する次に掲げること。	○ ○
	第11条の規定による届出の受理	○ ○

別表第二の8の表建築総室の部建築住宅課の項2の(3)中「で適用する第7条第2項」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、別表第二の8の表建設総室の部建築住宅課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年九月二十九日から同年十月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）カワチ薬品信夫ヶ丘店 福島県福島市高野河原下十六番二
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年九月二十九日から同年十月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年九月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター会津坂下店 福島県河沼郡会津坂下町大字金上字的場三百三十六番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中島村土地改良区から平成二十一年九月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十七日認可した。
平成二十一年九月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第五百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、大信土地改良区が堂山腹田地区ほ場整備事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年九月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

- 二 土地改良事業計画書の写し
縦覧の期間
平成二十一年九月三十日から
年十月十九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
白河市役所

(農村計画課)

福島県告示第五百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、大井塚原地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年九月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年九月三十日から
年十月十九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、津島地区の県営区画整理事業に係る下津島換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年九月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年九月三十日から
年十月十九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
双葉郡浪江町役場

(農地管理課)

福島県告示第六百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次に指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年九月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	指 定 区 間	指 定 年 月 日
一般国道二二二号	喜多方市塩川町遠田字東谷地五番地先から 河沼郡湯川村大字笈川字中谷地五番一地先 まで	平成二十二年九月 二九日

(道路計画課)

福島県告示第六百二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十二年及び平成二十三年において、福島県を発注者として、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。
平成二十一年九月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 第一 競争入札に参加する者に必要な資格
政令第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項に規定する資格(以下単に「資格」という。)は、次に掲げるものとする。
 - 一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。
 - 二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。
 - 三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
 - 四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。
- 第二 資格及びその有効期間
資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
 - 一 第五の第一号の定例申請に係る資格 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格が認定された日から平成二十四年三月三十一日まで

第三 資格の喪失
資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

一 定例申請 平成二十一年十月一日から同月三十一日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日（以下単に「県の休日」という。）を除く。）を受け付ける。

二 随時申請 平成二十二年四月一日から、県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二一―七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四―九三五―一四七二
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市字昭和町二六九番地	〇二四八―二三一―一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇―一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二―二一九―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一―六二一―五三三二
福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四―二六一―一三〇二
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―八〇二六 福島県いわき市平字梅	〇二四六―二四一―

方振興局出納室 本一五番地

六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この告示に関する問い合わせ先
福島県出納局入札用度課

（入札用度課）

公 告

公告第五百九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十一年度福島県クリーニング師試験を次のとおり実施する。
平成二十一年九月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験期日及び場所

試験期日	開始時刻	場 所
平成二十二年二月三〇日（月）	学科試験 午前一〇時 技能試験 午後一時	郡山理容学校（郡山市富久山町久保田字水神山四五番地）

二 受験願書の提出先

次に掲げる保健所のうち、最寄りの保健所に提出すること。

提出先	住 所	電 話 番 号
福島県北保健所	福島市御山町八―三〇	〇二四―五三四―四三〇四
福島県中保健所	須賀川市旭町一五三―一	〇二四八―七五―七八二〇

福島県南保健所	白河市郭内一二七	〇二四八―二一五四八六
福島県会津保健所	会津若松市追手町七―四〇	〇二四二―二一九五五二一
福島県南会津保健所	南会津郡南会津町田島字天道 沢甲二五四―二二	〇二四一―二六三三〇三〇八
福島県相双保健所	南相馬市原町区錦町一―三〇	〇二四四―二六―二二六三三
郡山市保健所	郡山市朝日二丁目一五一―一	〇二四一九二四―二一五七
いわき市保健所	いわき市内郷高坂町四方木田 一九一	〇二四六―二七―八五九一

三 受験願書の受付期間

平成二十一年十月十九日(月)から同月二十八日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで(郡山市保健所及びいわき市保健所にあつては、午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 受験手数料

受験手数料は、一万円とし、当該金額相当額の福島県収入証紙を受験願書に納め、納入すること(消印はしなごこと)。

五 その他

試験の詳細については、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課(電話番号〇二四一―五二二―二二四三) (県外居住者にあつては、福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課)に問い合わせる。

(食品生活衛生課)

公告第510号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年9月29日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の件名及び数量 農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物

処理業務(第09-995-0001号) 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間 契約締結日から平成22年3月26日まで

(4) 履行場所 旧福島県農業試験場本場(福島県郡山市富田町字若宮前地内)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加することのできる者は、次のア又はイに該当する者で、かつ、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、異なる者と共同で重ねて当該資格の確認を受けることはできない。

ア (2)及び(3)に掲げる資格要件をすべて満たしている者であつて単独で入札に参加するもの

イ (2)の資格要件を満たす者(以下「無害化処理業務入札参加者」という。)1社と(3)の資格要件を満たす者(以下「収集運搬業務入札参加者」という。)1社が、共同で入札に参加するもの

(2) 無害化処理業務を行う者の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 次に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第6項に規定する産業廃棄物の処分業の許可及び法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物の処分の業の許可を有している者であること。

(ア) 産業廃棄物

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

(イ) 特別管理産業廃棄物

汚泥(チオペンカルブを含むことにより有害なものに限る。)

オ この調達案件の仕様と同程度程度の法第2条第5項の特別管理産業廃棄物に係る処分業の履行実績が複数回以上あり、かつ、この調達案件の仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

カ 収集運搬業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(3) 収集運搬業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(3) 収集運搬業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

ア (2)のアからウまでに掲げる条件をすべて満たす者であること。

イ (2)のエに掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可及び法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を郡山市長及び産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）より受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)のウからカまで及び2の(3)に掲げる事項（2の(2)のア及びイに係る事項を除く。）について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。この場合において、共同で入札に参加する者は、その旨を証する書類を添付すること。

- (1) 提出期間 平成21年9月29日（火）から同年10月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月12日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 提出場所 郵便番号960-8670
福島県福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農業支援総室農業振興課研究開発室
電話024-521-7344

(3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成21年10月21日（水）午後5時30分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申込書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成21年9月29日（火）から同年10月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び同月12日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 配布場所 3の(2)に掲げる場所と同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさの返信用封筒であって、240円分の切手をはったあて先明記のものを同封のうえ、3の(2)に掲げる場所に平成21年10月19日（月）午後5時30分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年11月9日（月）午後2時
- (2) 場所 福島県庁東分庁舎2階201会議室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年11月6日（金）午後5時30分までに3の(2)に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の作成方法 無害化処理業務に係る入札書及び収集運搬業務に係る入札書を作成すること。ただし、無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札書のみを、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札書のみを作成すること。
- (3) 入札方法 落札者の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、無害化処理業務に係る入札金額と収集運搬業務に係る入札金額との合算額の最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Disposal of underground industrial waste, 1set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 9 November 2009
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 6 November 2009
- (4) Contact point for the notice : Research & Development Unit, Agriculture, Forestry & Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2 - 16 Sugitsunacho, Fukushima - shi, Fukushima, 960-8670, Japan TEL 024-521-7344
(農林総務課)

喫煙出張喫煙

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年9月29日

福島県病院局管理規程第6号

福島県病院事業管理者 高地 英夫

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第10の1中「11」を「12」に改め、同表の8中「専門栄養技師等及び主任専門薬剤技師等」を「主任専門薬剤師等及び専門栄養技師等」に改め、同表の9を削り、同表の10を同表の9とし、同表の11の前に次のように加える。

10 矢吹病院に勤務する主任調理員及び調理員の職を命ぜられている職員

区分	勤務時間	休憩時間	休息時間	週休日
月曜日から 金曜日まで	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	午後 1 時15分 から午後 2 時 まで	勤務時間 4 時 間につき15分 とし、院長の 定める時間	日曜日及び土 曜日

別表第10の11を同表の12とし、同表の12の前に次のように加える。

11 会津総合病院に勤務する主任調理員、調理員、主任給食員及び給食員の職を命ぜられている職員

区分	勤務時間	休憩時間	休息時間	週休日
通常勤務の 者	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	午後 零 時45分 から午後 1 時 30分まで	勤務時間 4 時 間につき15分 とし、院長の 定める時間	4 時間ごとの 期間につき院 長の定める 8 の日
早出勤務の 者	午前 6 時から午後 2 時45分まで	午後 零 時45分 から午後 1 時 30分まで		
遅出勤務の 者	午前 9 時45分から 午後 6 時30分まで	午後 零 時45分 から午後 1 時 30分まで		

附 則

この規程は、平成21年10月 1 日から施行する。

（病院総務課）